

第四百七十七回 参議院文教・科学委員会會議録第六号

平成十二年三月十七日(金曜日)

午後零時七分開会

委員の異動

三月十六日

辞任

石田 美栄君

補欠選任

柳田 稔君

三月十七日

辞任

森山 裕君

柳田 稔君

山下 栄一君

補欠選任

長谷川道郎君

石田 美栄君

福本 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐藤 泰三君

岩瀬 良三君

橋本 聖子君

石田 美栄君

松 あきら君

日下部徳代子君

委員

阿南 一成君

有馬 朗人君

井上 裕君

龜井 郁夫君

仲道 俊哉君

長谷川道郎君

江本 孟紀君

小宮山洋子君

本岡 昭次君

福本 潤一君

畑野 君枝君

林 紀子君

扇 千景君

田名部匡省君

本岡 昭次君

石田 美栄君

佐藤 泰三君

中曾根弘文君

河村 建夫君

文部大臣

文部政務次官

文部政務次官

常任委員会専門員

事務局長

常任委員会専門員

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

事務局長

○委員長(佐藤泰三君) 小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案(本岡昭次君外二名発議)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤泰三君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、森山裕君、柳田稔君及び山下栄一君が委員を辞任され、その補欠として長谷川道郎君、石田美栄君及び福本潤一君が選任されました。

○委員長(佐藤泰三君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤泰三君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に石田美栄君を指名いたします。

○委員長(佐藤泰三君) 小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案を議題といたします。

発議者石田美栄君から趣旨説明を聴取いたします。石田君。

○石田美栄君 ただいま議題となりました小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これまで我が国の学校教育は、画一的に知識を教えることに重点が置かれ、知識の量を競う受験競争がこれを一層助長してきました。そのため、子供たちの個性を尊重し豊かな人間性をはぐくむ教育が見失われてきたのであります。

また、このようなことも背景に、校内暴力やいじめなどが頻発し、不登校の子供の数が急増するとともに、近年ではいわゆる切れる子による暴力行為や、授業が成立しない学級崩壊などの現象も発生し、学校教育が深刻の度合いを深めていることは御存じのとおりであります。

学校教育の衰退とも言えるこのような状況にどのように対応していくのか。このことに我が国の将来がかかっていると申し上げても過言ではありません。学校が子供たち一人一人を尊重し、その可能性を引き出し、はぐくむという本来の姿を取り戻すために、でき得る諸施策をちゅうちょなく講じていかなければならないと考えます。

中央教育審議会は、今後における学校教育のあり方を、ゆとりの中で子供たちに生きる力をはぐくむことであるとし、みずから学びみずから考える教育への転換を掲げるとともに、学校が子供たち一人一人を大切にし、子供たちが自分のよさを見出し、それを伸ばし、存在感や自己実現の喜びを実感できることが重要であると指摘しております。

学校が教育効果を高め、子供たちが学校生活を通して喜びや楽しさを実感するには、教職員と子供たちとの全人的な触れ合い、きめ細かな生活指導、生徒指導、丁寧でわかりやすい授業などが不可欠であります。そしてそのためには、教育諸条件の一層の整備が必要であり、とりわけ他の先進諸国に比べ学級規模が大きい我が国においては、学級規模の適正化にまず取り組まなければならないと考えます。

現在、公立の小学校及び中学校については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって、公立高等学校については公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律によって、それぞれ一学級の児童・生徒数の標準は四十人とされているところであります。また、国立及び私立の小学校及び中学校の一学級の児童・生徒数は、昭和二十二年の学校教育法施行規則制定以来その標準は五十人以下と、高等学校は昭和二十三年の高等学校設置基準制定以来四十人以下とされ、半世紀以上も経過した現在まで据え置かれております。

教育は未来への先行投資であります。現在を将来につなぐ営みであり、未来への希望と期待の具現化であります。二十一世紀を目前に控え、我が国は今一大転換点に立っております。このようなときであればこそなお、未来を担う子供たちのために教育の問題を最優先課題とすべきであります。

荒廃とも言われる学校教育の現状に歯どめをか

け、その再生を図るべく、学校教育の最も基礎的な条件である学級規模を三十人以下に縮小すること等を推進するため、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の主な内容について申し上げます。

第一は、目的であります。

この法律は、児童及び生徒の個性に応じた多様な教育の実施と、きめ細かな教育指導の一層の充実を図るため、小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関し必要な事項を定めることを目的としております。

第二は、国及び地方公共団体の責務についてであります。

国及び地方公共団体は、小学校、中学校及び高等学校における一学級の児童または生徒の数が、それぞれ三十人以下となるよう学級規模の適正化の推進に関し必要な施策を講ずるものとしております。

第三は、小学校等の設置者の責務についてであります。

小学校、中学校または高等学校の設置者は、その設置する学校における一学級の児童または生徒の数が、それぞれ三十人以下となるよう学級規模の適正化に努めなければならないものとしております。

第四は、公立の小学校、中学校及び高等学校の学級編制及び教職員配置改善計画の策定についてであります。

政府は、学級編制の標準を現行の四十人から三十人に引き下げることをため、公立の小学校、中学校及び高等学校について、それぞれ平成二十三年度を初年度とする学級編制及び教職員配置改善計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとしております。

また、政府は、これらの改善計画を実施するため、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとしてしております。

第五は、学校法人への助成措置についてであります。

国は、小学校、中学校または高等学校を設置する学校法人に対し、一学級の児童または生徒の数を三十人以下とすることに伴う教職員の配置の改善及び学校施設の整備に必要な助成措置を講ずるものとしております。

以上が本法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤三三) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後零時二十二分開会

○委員長(佐藤三三) ただいまから文教・科学委員会を再開いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中曽根文部大臣。

○国務大臣(中曽根弘文) このたび、政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、政令で定める国立大学の大学院における研究科以外の教育研究上の基本となる組織の設置、短期大学の廃止及び学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組すること等について規定するものであります。

第一に、国立大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、政令で定める国立大学の大学院に、研究科にかわる教育研究上の基本となる組織として、教育部及び研究部を置くこととしております。

なお、このことと関連し、教育部及び研究部を置く国立大学の評議会及び教授会の特例を定めることとしております。

第二に、看護等医療技術教育の充実を図るため、弘前大学、岐阜大学及び山口大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の医学部に統合することとしております。

これらの短期大学部は、平成十三年度から学生募集を停止し、岐阜大学及び山口大学に併設されている短期大学部については平成十四年度限りで、弘前大学に併設されている短期大学部については平成十五年年度限りで廃止することを予定しております。

第三に、大学等の教育研究水準の向上に資するため、学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加することとしております。

第四に、昭和四十八年度以降に設置された国立医科大学等に係る平成二十二年の職員定員を定めることとしております。

このほか、所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤三三) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の八」を「第七条の九」に、「第七条の九」を「第七条の十」に、「第七条の十」を「第七条の十一」に、「第七条の十一」を「第七条の十二」に、「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

第三条の二第二項中「国立大学」の下に「(大学院に第三条の四に定める教育部及び研究部のみを置くものを除く。)」を加える。

第三条の三第四項中「国立大学」の下に「(大学院に次条に定める教育部及び研究部のみを置くものを除く。)」を加える。

第三条の四を第三条の五とし、第三条の三の次に次の一条を加える。

(教育部及び研究部)

第三条の四 第三条の二第一項及び前条第一項の国立大学で政令で定めるものの大学院に、学校教育法第六十六条ただし書に定める組織として、教育部及び研究部を置く。

2 前項の教育部は、教育上の目的に応じて組織するものとし、その種類及び課程は、政令で定める。

3 第一項の研究部は、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織するものとし、その種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

第二章の三中第七条の十二を第七条の十三とする。

第二章の二中第七条の十一を第七条の十二とし、第七条の十中「規定の下に」(大学院に係る部分を除く。))を加え、「学群」と、同項第四号中「教養部」とあるのは「教養部及び学系」と、同条第四項第一号中「を」を「学群及び学系」と、同条第四項中「次の各号」(とあるのは「次の各号(学系並びに)」と、同項第一号中「に改め、同条を第七条の十一とし、第七条の九を第七条の十とする。

第二章中第七條の八を第七條の九とし、第七條の七を第七條の八とし、第七條の六の次に次の一條を加える。

(教育部及び研究部を置く国立大学の評議会及び教授会の特例)

第七條の七 第三條の四に定める教育部及び研究部を置く国立大学に対する第七條の三及び第七條の四の規定(大学院に係る部分に限る。)の適用については、第七條の三第一項ただし書中「大学院の研究科」とあるのは「大学院の研究科(大学院の教育部及び大学院の研究部を含む。)」と、「研究科以外」とあるのは「研究科以外に教育部及び研究部又は」と、同条第二項第二号中「研究科その他の」とあるのは「研究科(教育部及び研究部を含む。)」その他の」と、「研究科」とあるのは「研究科(大学院の教育部及び大学院の研究部を含む。)」と、第七條の四第二項第二号中「研究科」とあるのは「研究科(教育部及び研究部を含む。)」と、同項第三号中「研究科」とあるのは「研究科(大学院の教育部及び大学院の研究部を含む。)」と、同条第二項第一号中「研究科」とあるのは「研究科(教育部及び研究部を含む。)」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(大学院の研究部並びに」と、同項第一号中「研究科」とあるのは「研究科(教育部を含む。)」とする。

第三章の五を次のように改める。

第三章の五 大学評価・学位授与機構(大学評価・学位授与機構)

第九條の四 大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。)の評価及び学位の授与に關し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について

て評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 学校教育法第六十八條の二第三項に定めるところにより、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況について評価に關する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に關する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に關する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

2 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に關し必要な事項は、文部省令で定める。

附則第三項中「二万七十九人」を「二万三十二人」に改める。

第二條 国立学校設置法の一部を次のように改正する。

第三條の五第二項の表弘前大学医療技術短期大学の項、岐阜大学医療技術短期大学の項及び山口大学医療技術短期大学の項を削る。

附則(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條及び附則第四項から第六項までの規定 平成十二年四月一日

二 第二條中国立学校設置法第三條の五第二項の表の改正規定(弘前大学医療技術短期大学の項を削る部分を除く。)及び次項の規定 平成十五年四月一日

三 第二條中国立学校設置法第三條の五第二項の表の改正規定(弘前大学医療技術短期大学の項を削る部分に限る。)及び附則第三項の規定 平成十六年四月一日

(岐阜大学医療技術短期大学及び山口大学医療技術短期大学の存続に關する経過措置)

2 岐阜大学医療技術短期大学及び山口大学医療技術短期大学は、第二條の規定による改正後の国立学校設置法第三條の五第二項の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。(弘前大学医療技術短期大学の存続に關する経過措置)

3 弘前大学医療技術短期大学は、第二條の規定による改正後の国立学校設置法第三條の五第二項の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(学校教育法の一部改正)
4 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第六十八條の二第三項中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
5 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第六十七條のうち、国立学校設置法第三條第三項、第四條第二項、第五條、第六條の二及び第七條の改正規定中「第三條第三項」の下に「第二條の四第三項」を加え、同法第七條の四第一項第三号、第七條の六、第七條の八並びに第七條の九第三項及び第四項の改正規定中「第七條の八並びに第七條の九第三項及び第四項」を「第七條の九並びに第七條の十第三項及び第四項」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

6 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。
第五百十七條のうち国立学校設置法第九條の

三第二項の改正規定中「第九條の三第二項」の下に「及び第九條の四第二項」を加える。

平成十二年三月三十一日印刷

平成十二年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局